

別紙

総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項

工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

ただし、「基幹技能者」の条項は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合、また、「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を誓約した場合、追加するものとする。

なお、「乙の提案した施工計画」の条項中「別紙」については、別紙様式1号を使用するものとする。

（乙の提案した施工計画）

第〇条 乙が提案した施工計画の内容及びその担保についての措置等は、別紙のとおりとする。

（基幹技能者）

第〇条 乙は、工事の施工にあたり、基幹技能者を使用しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。

（労務賃金の支払い）

第〇条 乙は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。

別紙様式1号

技術資料の内容及びその担保についての措置等

施工計画

(1) 乙の施工計画の内容

別紙「施工計画」(写し) のとおり

(2) (1) の担保についての措置等

- ① 乙は、不可抗力等乙の責によらない場合を除き、(1) に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。
- ② 甲は、乙の責により(1) に掲げる事項の履行が確認できない場合において、工事成績評定を10点減点する。
- ③ 契約締結後、不可抗力等乙の責によらないで(1) を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、甲乙協議して定めるものとする。

別紙

総合評価落札方式（特別簡易型）契約書約定事項

1. 「基幹技能者」の条項は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。
2. 「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を誓約した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

（基幹技能者）

第〇条 乙は、工事の施工にあたり、基幹技能者を使用しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。

（労務賃金の支払い）

第〇条 乙は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。